

奈良県告示第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田原土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年六月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	的田 孝文	奈良市大野町一一六一
〃	稲葉 啓次	〃 日笠町一三〇四一
〃	垣内 宏	〃 横田町一六〇一
〃	西野 孝三	〃 矢田原町一〇四九
〃	南 善嗣	〃 別所町五四六
〃	竹西 清	〃 此瀬町四四四
〃	大川 和夫	〃 矢田原町一五四
〃	樫原 茂晴	〃 〃 一八二
〃	金山 章司	〃 〃 乙一九〇
〃	窪田 弘	〃 〃 七四三
〃	大谷 正利	〃 和田町七〇三
〃	中 章	〃 〃 六二四
〃	今西 清	〃 別所町五五二
〃	巽 茂男	〃 柚ノ川町二六六一
〃	岡田 一夫	〃 水間町七〇八一
〃	辻 博嗣	〃 〃 八五〇
〃	竹寫 哲也	〃 〃 六八六
〃	貫定 仁巳	〃 茗荷町一一七四
〃	坂本 征美	〃 中貫町一二二
〃	竹西 長士	〃 中之庄町四五八
〃	林 安啓	〃 沓掛町四〇三
〃	森嶋 清司	〃 南田原町七八
〃	山中 好明	〃 長谷町一〇二八一

浦城 寛之  
〃 誓多林町一三三二  
中西 和夫  
〃 須山町四八七  
榊崎 隆文  
〃 茗荷町一一八六

西屋鋪 富男  
〃 日笠町八七

永岡 正弘  
〃 長谷町七二八

中尾 光雄  
〃 矢田原町一二四六

大東 彰  
〃 杣ノ川町六一一

東村 豊史  
〃 水間町四六六一

宮坂 義治  
〃 中貫町六四一四

奥田 勉  
〃 須山町五九一

〃 榎 佳宏  
〃 此瀬町二五九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 的田 孝文  
奈良市大野町一一六一一

〃 稻葉 啓次  
〃 日笠町一三〇四一

〃 垣内 宏  
〃 横田町一六〇一二

〃 西野 孝三  
〃 〃 一〇四九

〃 南 善嗣  
〃 別所町五四六

〃 竹西 清  
〃 此瀬町四四四

〃 大川 和夫  
〃 矢田原町一五四

〃 榎原 茂晴  
〃 〃 一八二

〃 金山 章司  
〃 〃 乙一九〇

〃 窪田 弘  
〃 〃 七四三

〃 大谷 正利  
〃 和田町七〇三

〃 中 章  
〃 〃 六二四

〃 今西 清  
〃 別所町五五二

〃 巽 茂男  
〃 杣ノ川町二六六一

〃 岡田 一夫  
〃 水間町七〇八一三

〃 辻 博嗣  
〃 〃 八五〇

〃 竹寫 哲也  
〃 〃 六八六

〃 貫定 仁巳  
〃 茗荷町一一七四

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
榎 佳宏	奥田 勉	宮坂 義治	東村 豊史	大東 彰	中尾 光雄	永岡 正弘	西屋鋪 富男	榊崎 隆文	中西 和夫	浦城 寛之	山中 好明	森嶋 清司	林 安啓	竹西 長士	坂本 征美
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
此瀬町二五九	須山町五九一	中貫町六四―四	水間町四六六―一	柚ノ川町六一―	矢田原町一二四六	長谷町七二八	日笠町八七	茗荷町一一八六	須山町四八七	誓多林町一三三二	長谷町一〇二八―一	南田原町七八	沓掛町四〇三	中之庄町四五八	中貫町一二二